

## 国内希少野生動植物種の新規指定等に関する基本的な考え方について

### 1. 希少野生動植物種保存基本方針（種の保存法第6条に規定）

#### （1）国内希少野生動植物種の選定要件

その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

#### （2）留意事項

- ア 外来種は、選定しないこと。
- イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

#### （3）種の優先度の決定※

※「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（2014年環境省）」の内容を2018年4月の基本方針変更時に取り込んだもの

絶滅危惧種の保存施策の実施に当たっては、種の存続の困難さと施策効果の大きさの二つの視点で評価することを基本として、取り組む種の優先度を決定。

##### ア 種の存続の困難さによる視点

レッドリストにおける評価等により、絶滅のおそれが特に高い種から保存施策を検討。

##### イ 施策効果による視点

- ①生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- ②国や地域の象徴となり、多くの主体の保存施策への参画等を促進させる効果が期待される種

③複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種

#### ウ 全国で絶滅危惧種の保存施策に取り組むに当たって考慮すべき事項

- ①捕獲・採取圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種
- ②固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等、特に重要な生態系が見られる地域に分布する種
- ③分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及ぶ種
- ④国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種
- ⑤有効かつ汎用性のある保存施策の手法等を確立するために先駆的に取り組む意義がある種

#### 2. 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（2014年環境省）

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、当面2020年までに300種の追加指定を目指し、必要性を踏まえて適切なペースで指定の推進を図る。

※本目標の達成のためには、年間30～50種程度の指定が必要。

#### 3. 分類群ごとの種指定の取組方針（2014年9月中央環境審議会野生生物小委員会での検討事項）

- ①爬虫類と両生類については、愛好家による捕獲が確認されており、捕獲・流通規制を実施すべき種がある。
- ②昆虫類は、急激な生息状況の悪化により一気に絶滅のおそれが増大している種があるため、現状の生息状況を考慮して検討する必要がある。
- ③維管束植物は絶滅危惧種の約5割を占めており、指定可能性が最も広い分類群である。
- ④哺乳類と鳥類は鳥獣法で捕獲が禁止されているため、特に指定の必要性が高い種について検討する。

#### 4. 国内希少野生動植物種の新規指定の流れ

##### (1) 検討に必要な調査・情報収集

候補種に関し、専門家の協力を得つつ、絞り込みを行う。

###### <事前の調査・情報収集で把握する項目>

- ・学名・分類・レッドリストカテゴリー
- ・生態的・外見上の特徴及び写真
- ・分布状況(分布地図を含む)
- ・生息状況・個体数
- ・減少要因
- ・現状の保全取組・法規制の状況
- ・商業的取引の有無
- ・生息地及びその周辺の土地所有、土地利用及び開発規制

※指定を検討しているという情報が流出すれば、捕獲・採集圧が高まることが懸念されるため、情報管理は厳重に実施。

国内希少野生動植物種に指定されると、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡し等が禁止  
→土地所有者や利害関係者等と慎重な調整を進める必要がある。

##### (2) 種の優先度、種指定の取組方針等に加え、社会的な条件も加味して指定種を検討

##### (3) 科学委員会の委員数名 + 指定候補となる分類群の専門家数名からなる非公開の検討会において、科学的知見を尊重して指定候補種を選定

##### (4) 都道府県等との調整、法制局審査、各省協議

##### (5) 野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者から構成される科学委員会において、指定候補種の選定についての意見を聴取。

##### (6) パブリックコメント、閣議決定を経て、政令改正し、国内希少野生動植物種を指定。